



# さいたま市立学校における学校医の状況等について

---

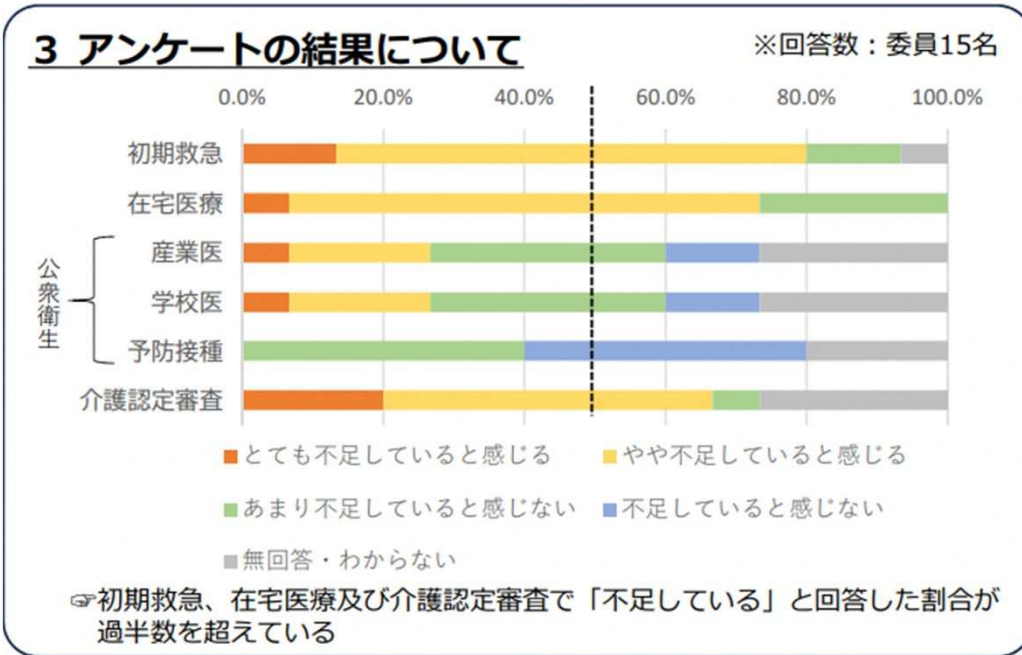
令和7年12月22日

さいたま市保健衛生局保健部地域医療課

さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課



● 令和5年度第4回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議（令和6年3月28日）資料3-1 抜粋



### 4 地域で不足する外来医療機能（案）

- 初期救急
  - ☞ 1施設あたり時間外等外来患者延数が全国平均を上回っており、かつアンケートの結果でも約8割が不足を感じていることから、地域で不足する外来医療機能として位置付けることとしたい。
- 在宅医療
  - ☞ 診療所における往診実施施設数の割合及び訪問診療実施施設数の割合が全国平均を下回っており、かつアンケートの結果でも約7割が不足を感じていることから、地域で不足する外来医療機能として位置付けることとしたい。
- 公衆衛生
  - ☞ アンケートの結果で不足を感じている回答は過半数を下回っていることから、今回は地域で不足する外来医療機能としては位置付けないこととしたい。
- 介護認定審査
  - ☞ アンケートの結果で約7割が不足を感じていることから、地域で不足する外来医療機能として位置付けることとしたい。

● 令和7年度第2回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議（令和7年8月22日）議事概要抜粋

（10）令和6年度外来機能報告の結果及び紹介受診重点医療機関について

【保健医療政策課が資料9-1,9-2を使って、令和6年度外来機能報告の結果及びさいたま保健医療圏における診療所新規開設者の外来医療に関する意向調書の提出の状況について説明】

【質疑・意見等】

○西村委員

昨今、さいたま市は学校が増えており、医師会としては学校医も不足していると感じる。不足する外来医療機能に学校医を追加してはいかが。

○保健医療政策課

不足する外来医療機能の決定から時間が経過していることもあるため、不足する外来医療機能として学校医を追加するかどうかも含め、再度アンケートを実施させていただきたい。

## 学校医について

- 学校保健安全法において、「学校には、学校医を置くものとする。」とされ、また、「学校医…（中略）…は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。」されている。
- 学校医の職務執行については、学校保健安全法施行規則において準則として定められている。

### 学校医（学校保健安全法第23条）

**第二十三条** 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

### 学校医の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第22条）

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

## 学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会の設置について（抄）

### 【趣旨】

近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められている。このため、健康診断の実施や学校医の確保等の学校における児童生徒等の保健管理について、現状を把握し、今後の学校における持続可能な保健管理の在り方等について検討する必要があることから、専門的見地からの意見を聴取すること等を目的とし、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を設置する。

### 【実施事項】

保健管理に関する以下の課題について、現状把握・分析、専門的見地からの意見聴取等を行う。

- (1) 学校の健康診断の検査の項目の意義やプライバシーへの配慮等の実施方法
- (2) 保健管理にかかる教職員の負担
- (3) 学校医の確保**
- (4) その他必要な事項

### 【設置期間】

令和7年4月18日から令和10年3月31日までとする。

# 学校医の不足について

- 学校医は地域の医療機関、特に診療所に依存しており、診療所医師の高齢化、医療機関の偏在・診療科の偏在、人口減少が大きな要因と考えられており、日本医師会レベルで議論される程の問題となっている
- 厚労省の試算では関東地域ですら、特定の条件下では2040年に診療所の医師は41.5%減少すると見込まれている
- 国は医師偏在対策として地域枠の増加やその他の対策を行っているが、医師の養成には時間がかかるため、その効果が表れるまでにかなりかかることが予想される
- 人口減少地域では、医療機関の減少は続くと考えられている
- 6年10月放映のNHKクローズアップ現代でも「深刻化する医師の偏在」が取り上げられ、社会問題化している

- 全国における1校当たりの学校医数は、開設主体全体で小学校が2.81人、中学校が2.77人、高等学校が2.52人となっている。そのうち公立学校については、小学校が2.82人、中学校が2.86人、高等学校が2.82人であるものの、都道府県別に見るとばらつきが大きい状況である。

注：学校医は、内科や小児科の医師だけでなく、健康診断等を担当する眼科や耳鼻咽喉科等の医師を含め複数人体制となっていることが一般的である。また、1人の医師が複数の学校医を兼務している場合もある。

### 全国における学校数及び学校医等の数（開設主体全体・うち公立）

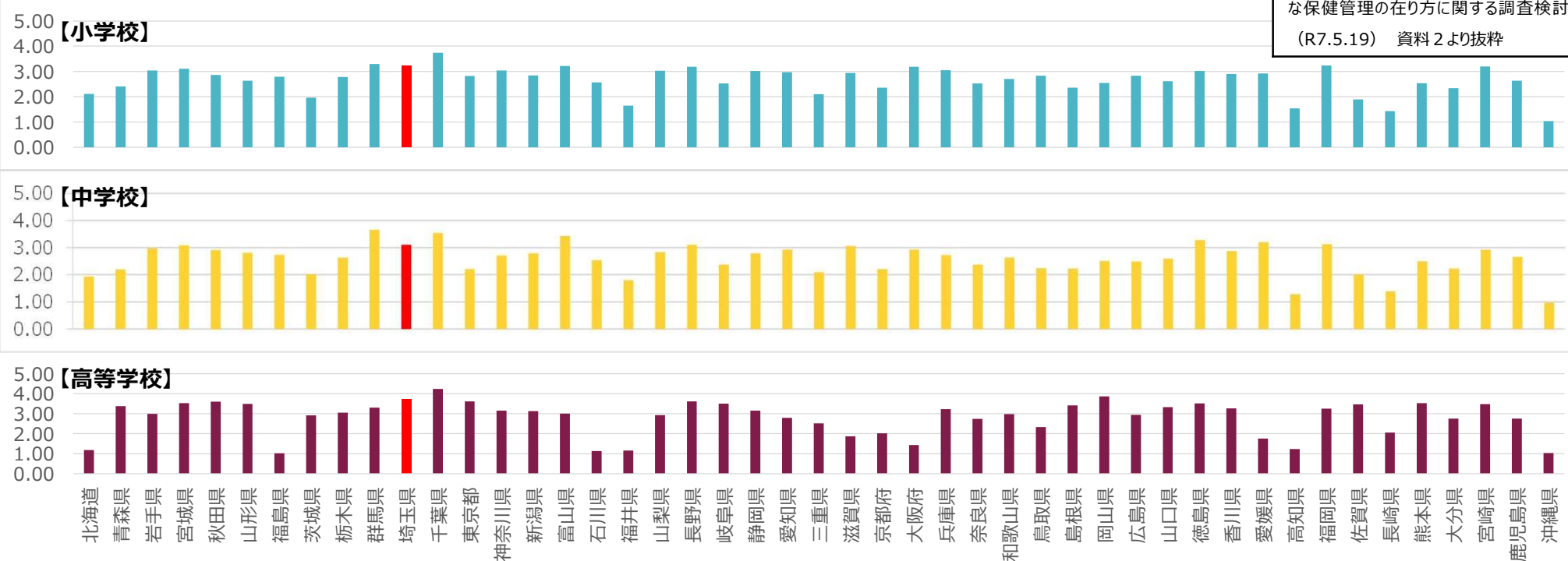
※図表は、令和6年度学校基本調査の結果を基に当課で作成

	全体				うち公立			
	学校数	学校医数（1校当たり）	学校歯科医数	学校薬剤師数	学校数	学校医数（1校当たり）	学校歯科医数	学校薬剤師数
小学校	18,822	52,841 (2.81)	22,958	18,581	18,506	52,123 (2.82)	22,619	18,294
中学校	9,882	27,338 (2.77)	12,062	9,569	9,033	25,820 (2.86)	11,254	8,901
高等学校	4,774	12,044 (2.52)	5,684	4,606	3,438	9,707 (2.82)	4,279	3,510

※本調査による学校医等の数は、延べ人数となっているため、1人の医師等が2校兼務している場合は2名として計上されている。

### 公立学校における1校当たりの学校医数（都道府県別）

文部科学省 第1回学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会 (R7.5.19) 資料2より抜粋



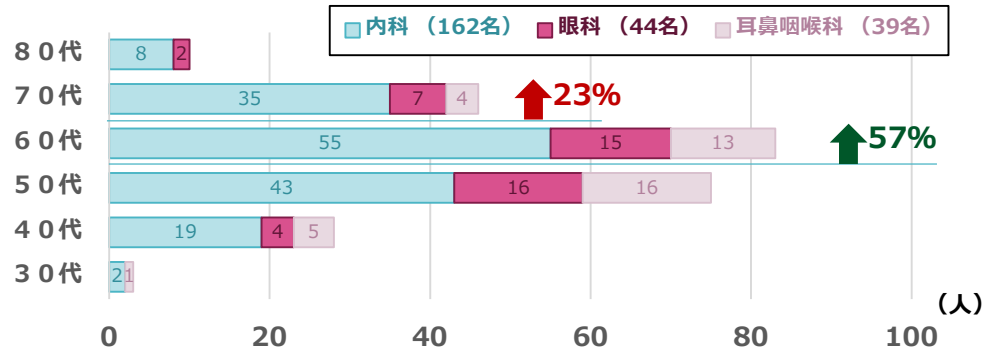
# 学校医の確保に関する事例について

- A市では学校医のうち60代以上は57%、70代以上は23%となっている。学校医の兼務状況として、内科は10%であるが、眼科は84%、耳鼻咽喉科は100%となっている。
- B市では殆どの学校医が兼務を行っていることに加え、市内の眼科・耳鼻咽喉科の医師が少なく、学校医を募集しても応募者がいないこともある等、学校医の確保が困難な状況。

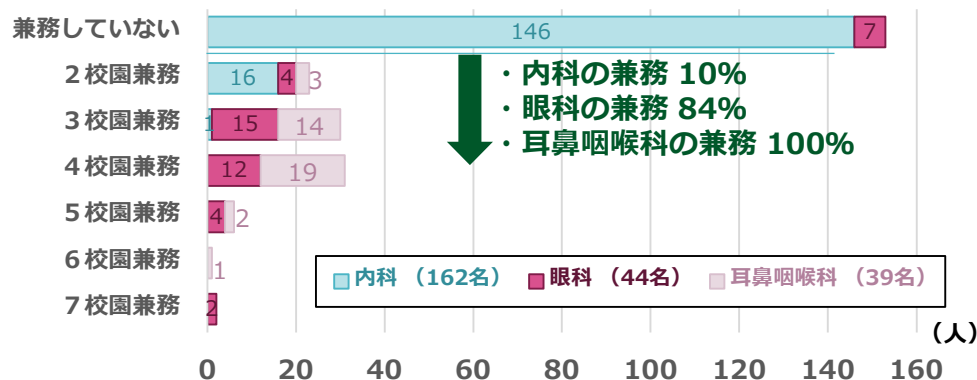
## A市における状況

・人口は約40万程度、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校は147校園。

### <学校医の年齢分布>



### <学校医の兼務状況>



## B市における状況

・人口は約4万人。市内の幼稚園、小学校、中学校の18校園

※B市内の専門医は、眼科2名、耳鼻咽喉2名（耳鼻咽喉科の医師のうち1名は体調不良で業務が困難な状況。）

### <学校医の配置状況等>

**内科**：14名の内科の医師が学校医として従事。うち12名が2~3校園兼務し、各学校種に2名ずつ従事（ただし、1園のみ1名）。

**眼科**：4名の眼科の医師が学校医として従事。（うち市内の医師2名、隣の市の医師2名）

**耳鼻咽喉科**：3名の耳鼻咽喉科の医師が学校医として従事。（うち市内の医師1名、隣の市の医師2名）

- ・過去の学校医の確保に向けた対応として、地域の医師会に依頼し学校医を募集したが応募者が不在のため、教育委員会から、市内の病院に対して、学校医への就任を依頼。
- ・また、眼科や耳鼻咽喉科等の専門領域の医師の確保が困難である場合には、専門医以外の総合的な診療を行う医師にも対応を依頼している。

- 全国における1校当たりの学校医数は、開設主体全体で小学校が2.81人、中学校が2.77人、高等学校が2.52人に対し、さいたま市の状況は、小学校3.97人、中学校3.76人、高等学校3.47人となっている。
- さいたま市内の公立学校における1校当たりの学校医数は、小学校が4.03人、中学校が4.00人、高等学校が3.88人となっている。

注：学校医は、内科や小児科の医師だけでなく、健康診断等を担当する眼科や耳鼻咽喉科等の医師を含め複数人体制となっていることが一般的である。また、1人の医師が複数の学校医を兼務している場合もある。

### 全国、埼玉県、さいたま市における学校数及び学校医の数（開設主体全体）

	全国		埼玉県		さいたま市	
	学校数	学校医数（1校当たり）	学校数	学校医数（1校当たり）	学校数	学校医数（1校当たり）
小学校	18,822	52,841 (2.81)	800	2,605 (3.26)	108	429 (3.97)
中学校	9,882	27,338 (2.77)	445	1,441 (3.24)	67	252 (3.76)
高等学校	4,774	12,044 (2.52)	191	617 (3.23)	34	118 (3.47)

### 全国、埼玉県、さいたま市における学校数及び学校医の数（公立のみ）

	全国		埼玉県		さいたま市	
	学校数	学校医数（1校当たり）	学校数	学校医数（1校当たり）	学校数	学校医数（1校当たり）
小学校	18,506	52,123 (2.82)	793	2,590 (3.27)	104	419 (4.03)
中学校	9,033	25,820 (2.86)	413	1,381 (3.34)	58	232 (4.00)
高等学校	3,438	9,707 (2.82)	142	528 (3.72)	24	93 (3.88)

※表は、令和6年度学校基本調査の結果を基に、さいたま市保健衛生局保健部地域医療課で作成

注：本調査による学校医等の数は、延べ人数となっているため、1人の医師等が2校兼務している場合は2名として計上されている。

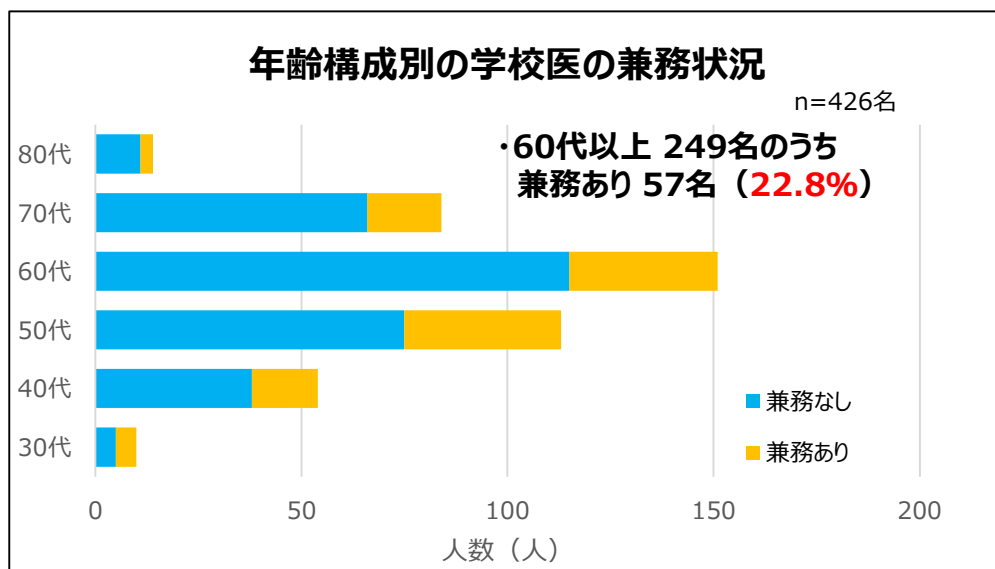
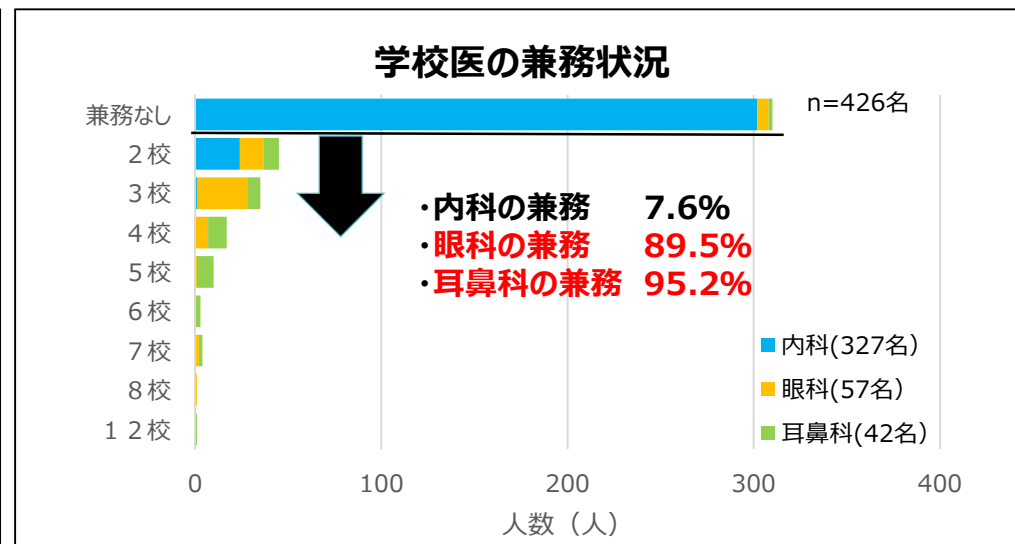
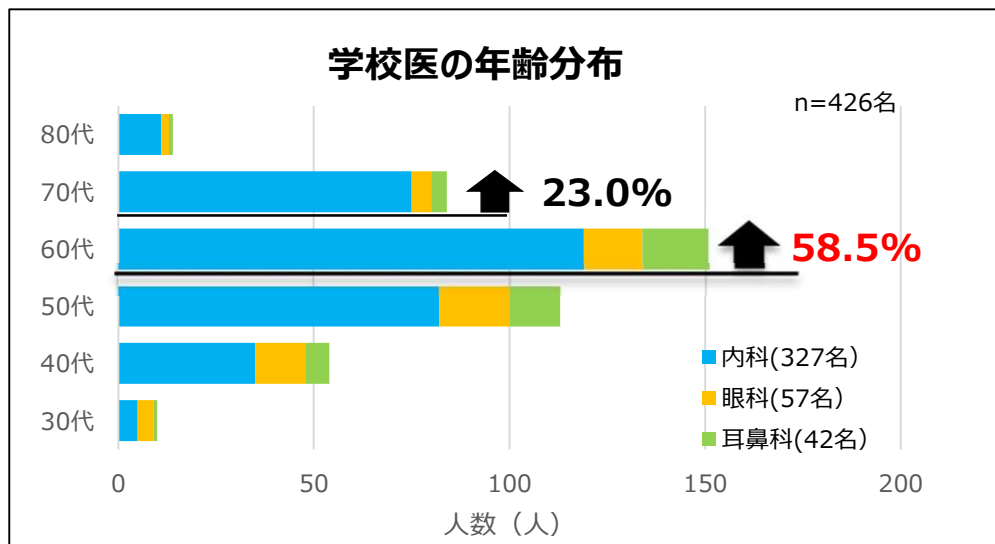


# さいたま市立学校における学校医の状況

さいたま市の人口：約135万人

さいたま市教育委員会所管の学校数：168校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校）

学校医の数：426名（内科327名、眼科57名、耳鼻科42名）



- 学校医の年齢  
全体平均**61.2歳**（Min 34歳、Max 89歳）  
内科62.3歳、眼科56.5歳、耳鼻科58.8歳
- 学校医一人当たりの兼務状況  
全体平均**1.4校**（Min 1校（兼務なし）、Max 12校）  
内科1.1校、眼科2.9校、耳鼻科4.0校

※ ここでの学校医とは、さいたま市教育委員会所管の学校において、学校医として委嘱されている者をいう。  
 ※ 学校医にかかるデータは、令和7年10月時点のもの。  
 ※ 図表は、市教育委員会事務局学校教育課健康教育部健康課よりデータの提供を受け、保健衛生局保健部地域医療課において作成。

## 外来医師多数区域における地域で不足する外来医療機能への追加検討

- 全国的には、学校医の確保が困難となっている地域があり、その要因として、学校医は地域の医療機関、特に診療所に依存していることから、診療所医師の高齢化、医療機関の偏在・診療科の偏在等が考えられている。
- さいたま市教育委員会所管の学校において、学校医の平均年齢は61.2歳であり、60代以上が58.5%を占める。
- 学校医一人当たりでは平均1.4校を受け持っていることになるものの、眼科の学校医の89.5%、耳鼻科の学校医の95.2%が2校以上兼務している。
- 60代以上の学校医の22.8%は、2校以上兼務している。



- 学校医の半数以上が60代以上であることや、眼科・耳鼻科や60代以上の兼務状況に加え、今後、世代交代を円滑に行う上で、学校医を担う人材確保は必要と考えられる。
- 学校医を担う人材確保の観点から、**新規開業者へ担うよう求めていくため、「学校医」を「地域で不足する外来医療機能」として位置付ける**こととしたい。

## 参考：さいたま市立学校の学校医にかかる委嘱プロセス

